

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年12月まで

国民年金制度が発足した昭和36年ごろ、私がA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をしたと思う。

その後、私はB市に転居したが、国民年金の住所変更手続を行い、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。保険料を滞納したり、さかのぼってまとめて納付したことはなく、毎月きっちりと納付してきたと思う。

申立期間の保険料は、納付していると思うので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立人と連番で昭和36年12月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、国民年金創設時である同年4月から60歳に到達する前月までの納付記録を見ると、4か月の厚生年金保険被保険者期間以外のすべての期間について保険料を完納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、保険料納付日が確認できる、申立期間直後の昭和44年4月から45年6月までの夫婦二人分の納付状況をみると同一日に納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて住所に変更はあるものの、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで
② 昭和44年4月から45年1月まで
③ 昭和51年10月から同年12月まで

私は、昭和40年ごろ、自宅にA市役所の職員二人の訪問があり、亡夫が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間①の保険料は、加入手続と同時に、当該職員が「夫の保険料は納付済みですが、あなたの保険料は未納です。老後に困ると思うので、さかのぼって納付してはどうですか。」と説明を受け、亡夫がさかのぼって納付してくれ、同職員からは「それでは記帳しておきます。」と言われたと亡夫から聞かされたことを覚えている。

私は、昭和44年1月ごろ、亡夫との離婚と同時にB市へ転居したが、申立期間②の保険料は、自身で納付したと思う。なお、転居手続の際に、B市役所で納付した記憶があるが、いつまでの保険料だったかはっきりしない。

私は、昭和45年9月にC市へ転居し、申立期間③の保険料については、亡夫(昭和46年1月に同一人と再婚)が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれたと思うが、亡夫に任せていたので詳しいことは分からない。

私は、亡夫が未納となっている申立期間①及び③の保険料を、また、自身で申立期間②の保険料を納付したと思っているので納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が、申立期間②のうち、昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付し

ていたことが確認できる。

一方、申立人に係る特殊台帳を見ると、上記期間は未納の記録とされており、社会保険事務所（当時）における記録管理の不備が認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 45 年 1 月の保険料については、納付を示す資料は無く、ほかに同年 1 月の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間前後の保険料を現年度納付していることが確認できる。また、申立期間当時、保険料納付を担当していた亡夫に係る特殊台帳を見ると、亡夫は申立期間を含む昭和 51 年度の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間について、申立人の保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、前後の被保険者の任意加入状況等からみて、昭和 41 年 10 月ごろと推定でき、この手帳記号番号を使用して申立期間①のうち、39 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を過年度納付することは可能であるが、過年度納付保険料を取り扱わない市役所の職員に納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 43 年 1 月 31 日に納付可能な申立期間直後の 40 年 10 月から 41 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、同期間当時は未納であったことが分かるほか、当該過年度納付時点において、申立期間①の保険料は時効により、制度上納付できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとされる夫は既に死亡していることから、保険料の納付状況を確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 51 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月及び同年5月

私は、ご近所の方に国民年金の加入を勧められ、昭和55年6月24日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年6月から58年5月までの保険料をA市役所の国民年金課の窓口で毎月納付していた。

平成14年6月又は同年7月ごろ、私がA市役所で何かの変更手続を行ったときに、同市役所の職員が、社会保険事務所（当時）に私の納付記録をわざわざ確認してくれた。そのとき、同職員から「昭和55年6月から58年5月まで、61年4月から平成14年6月までの保険料は納付済みです。」と回答をもらったことを覚えている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月から58年5月までの保険料をA市役所の国民年金課の窓口で毎月納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、申立人は、昭和55年6月24日に国民年金に任意加入し、58年6月30日に資格を喪失していることが特殊台帳から確認でき、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、保険料を申立期間直前まで現年度納付している上、申立期間当時に特段の生活状況の変化は認められないことから、申立期間の保険料も現年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、結婚した昭和36年12月に、妻と共に国民年金の加入手続を行い、同年4月からの夫婦二人分の保険料はさかのぼって一括して市役所で納付した。その後、国民年金を辞めたことはなく、60歳になるまでの妻と共に夫婦二人分の保険料を納付した。

国民年金の資格取得日が、私の記憶どおり昭和36年4月1日となっていたので、間違いはないものと思い、ねんきん特別便には訂正は無いと回答した。その後、年金記録に多数の間違いがあることが分かり、不審に思い調査してもらったが、そのたびに加入期間等の回答内容が違っていることに疑問を持った。

私の国民年金保険料は、制度開始から納付しているので、申立期間の保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和36年12月に、妻と共に国民年金の加入手続を行い、同年4月からの夫婦二人分の保険料はさかのぼって納付し、その後の夫婦二人分の保険料も妻と共に納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和38年6月29日にA市（現在は、B市）において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、加入手続時点において、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの保険料は現年度納付が可能であるとともに、36年4月から38年3月までの保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続時に夫婦二人分の保険料を昭和36

年4月までさかのぼって市役所で納付したと陳述しているところ、A市では、申立期間と時期が近接する41年ごろに過年度保険料を徴収していた事跡があることを踏まえると、申立人夫婦は、38年4月から39年3月までの現年度保険料とともに、36年4月から38年3月までの過年度保険料も一括して納付した可能性は否定できない。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、被保険者資格の取得日は昭和35年10月1日となっており、37年11月1日に喪失、38年4月1日に再取得の記録が確認できるところ、申立人夫婦が所持する年金手帳及び申立人の妻に係るB市の被保険者名簿を見ると、被保険者資格取得日は36年4月1日であり、38年2月2日に喪失、同年4月1日に再取得の記載が確認できることから、社会保険事務所（当時）とB市の記録が違っており、申立人夫婦の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る記録について、何らかの事務的過誤があったことが分かる。

加えて、申立人夫婦の保険料納付記録を見ると、昭和39年4月から60歳到達までの保険料を完納しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、結婚した昭和36年12月に、夫と共に国民年金の加入手続を行い、同年4月からの夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括して市役所で納付した。その後、国民年金を辞めたことはなく、60歳になるまでの夫と共に夫婦二人分の保険料を納付していた。

国民年金の資格取得日が、私の記憶どおり昭和36年4月1日となっていたので、間違いはないものと思い、ねんきん特別便には訂正は無いと回答した。その後、年金記録に多数の間違いがあることが分かり、不審に思い調査してもらったが、そのたびに加入期間等の回答内容が違っていることに疑問を持った。

私の国民年金保険料は、制度開始から納付しているので、申立期間の保険料が納付済みとされていないことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和36年12月に、夫と共に国民年金の加入手続を行い、同年4月からの夫婦二人分の保険料はさかのぼって納付し、その後の夫婦二人分の保険料も夫と共に納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和38年6月29日にA市（現在は、B市）において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、加入手続時点において、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの保険料は現年度納付が可能であるとともに、36年4月から38年3月までの保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続時に夫婦二人分の保険料を昭和36年4月までさかのぼって市役所で納付したと陳述しているところ、A市では、申立期間と時期が近接する41年ごろに過年度保険料を徴収していた事跡があることを踏まえると、申立人夫婦は、38年4月から39年3月までの現年度保険料とともに、36年4月から38年3月までの過年度保険料も一括して納付した可能性は否定できない。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、被保険者資格の取得日は昭和35年10月1日となっており、37年11月1日に喪失、38年4月1日に再取得の記録が確認できるところ、申立人夫婦が所持する年金手帳及び申立人に係るB市の被保険者名簿を見ると、被保険者資格の取得日は36年4月1日であり、38年2月2日に喪失、同年4月1日に再取得の記載が確認できることから、社会保険事務所（当時）とB市の記録が違っており、申立人夫婦の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る記録について、何らかの事務的過誤があったことが分かる。

加えて、申立人夫婦の保険料納付記録を見ると、昭和39年4月から60歳到達までの保険料を完納しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から38年2月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年1月から46年12月まで
② 昭和50年1月及び同年2月

私たち夫婦は、昭和37年1月ごろに国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。この時期、二人共に年金手帳を持っていたが、妻が言うことには、A市（現在は、B市）からC市D区（現在は、C市E区）に転居した時に年金手帳を差し替えられたとのことで、この時期の年金手帳は所持していない。現在所持している年金手帳には、資格取得日が40年8月16日となっているが、37年1月から妻が夫婦二人分の保険料を間違いなく納付してきたので、申立期間について保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、特殊台帳によると、申立人及びその妻は昭和47年1月から申立期間②の直前の49年12月までの期間について、保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の主張と一致する。

また、申立人の妻の特殊台帳によると、申立期間②を含む昭和50年1月から同年3月までの保険料が過年度納付され、併せて、昭和51年度に催告が行われた旨の記録が確認できることから、申立人に係る申立期間②の未納期間についても同時に催告が行われ、申立人の妻が申立人に係る申立期間②（2か月）の夫婦二人分の保険料についても一緒に納付したと考えても不自然さは無い。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和37年1月ごろに申立人の妻と一緒に国民年金に加入したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿による

と、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で41年6月にC市E区で払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと確認され、申立内容と一致しない上、この時点では、申立期間①のうち、最初の約2年間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、B市によると、納付記録が記載された紙台帳検索のための索引簿において、申立人に係る記載は確認できないとしており、申立人が同市において国民年金の被保険者とされていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、特殊台帳によると、申立期間①について、申立人の妻の納付記録は確認できず、昭和37年1月から妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の主張と一致しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年11月までの期間及び44年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年11月まで
② 昭和44年12月から45年3月まで

結婚した直後の昭和39年1月ごろに、妻と二人でA市B区役所へ行き、妻の国民年金に係る住所変更手続とともに私の加入手続を行った。

申立期間①については、その時、窓口の職員の案内に従って、1年程度の保険料をさかのぼって納付し、それ以降は、妻と夫婦二人分を区役所の年金窓口で納付した。納付すると、年金手帳だったか、納付書ぐらいの大きさの紙だったかははっきりと覚えていないが、それに受領印が押された記憶がある。

申立期間②についても、同様に区役所の窓口で納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和39年4月から同年11月までの期間について、申立人は、加入手続を行った際、その窓口で1年程度の保険料をさかのぼって納付したことをはっきりと覚えていると強く主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年1月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立人が加入手続を行ったと記憶している時点と異なるものの、この時点において、当該期間の保険料を区役所の窓口で現年度納付することは可能であり、当該期間（8か月間）の保険料をさかのぼって納付したとすることについて特に不自然さはみられない。

また、申立期間②について、当該期間の前後は納付済みである上、当該期間

の前後を通じて、申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間の4か月のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、区役所の窓口で納付し、その際、受領印を押されたとしているところ、A市によると、申立期間の当時、印紙検認方式により、集金人による収納に併せて区役所の窓口でも保険料を収納していたとしており、申立内容と一致し、申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間①のうち、昭和38年1月から39年3月までの期間については、上記のとおり、加入手続きが行われたものと推認される時点において、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、過年度納付を行う必要があるが、申立人には過年度納付書の発行を受けて、保険料を過年度納付した記憶は無い上、A市によると、当時、区役所の窓口では過年度保険料を収納していなかったとしており、申立内容と一致しない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年11月までの期間及び44年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までのうちの5か月間及び44年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月までのうちの5か月間
② 昭和44年12月から45年3月まで

結婚前の期間については、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料を納付してくれた。

昭和39年1月の結婚後は、B市C区役所で夫の加入手続きと同時に私の住所変更手続きを行い、申立期間①及び②を含めて、夫婦二人分の保険料を区役所の年金窓口で納付していた。納めると、年金手帳だったか、納付書ぐらいの大きさの紙だったかをはっきりとは覚えていないが、それに受領印を押してくれていた記憶がある。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料(440か月)をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①及び②の合計9か月のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、区役所の窓口で納付し、その際、受領印を押されたとしているところ、B市によると、申立期間

の当時、印紙検認方式により、集金人による収納に併せて区役所の窓口でも保険料を収納していたとしており、申立内容と一致し、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間並びに49年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和49年10月及び同年11月

私は、昭和36年4月から、当時、A市B区役所から来ていた集金人に、私が国民年金保険料を納付していたのに、途中の申立期間①が未納とされていることは納得できない。

その後結婚し、しばらくは夫婦でそのままB区に居住していたが、昭和48年9月にC市に転居してからは、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間②は、妻は保険料を納付済みであり、私だけが未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度が発足した直後の昭和36年6月7日に払い出されている上、同年4月から国民年金保険料の納付を開始し、申立人が保険料を納付していたとするA市B区に居住していた期間において、申立期間①を除き、保険料を完納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①は12か月間と短期間である上、その前後の期間は保険料を納付済みであり、当時は、申立人の父親と二人で創業したとする事業の経営も順調で、生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間①の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

申立期間②について、申立人は、昭和48年9月にC市に転居してからは、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたと申し立てて

いるところ、申立期間②前後を含めて夫婦の納付日が一致していることが、申立人の所持する申立人及びその妻の国民年金手帳及び領収証書により確認できることから、基本的に夫婦一緒に二人分の保険料を納付していたものと推認できる上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたとする妻の領収証書を見ると、申立期間②に係る保険料を51年10月に過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間②は2か月間と短期間である上、C市に転居して以降の申立人及びその妻の納付記録を見ると、申立人の申立期間②以外の国民年金被保険者期間において保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行われているなど、申立人の妻が、申立期間②について、自身の保険料のみを過年度納付し、申立人の保険料を一緒に過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで

昭和54年11月に退職し、その後、時期は定かではないが、妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入手続後の国民年金保険料については、妻が納付書を使用して金融機関で夫婦二人分を納付していたと思う。

申立期間の保険料については、加入手続当時、妻が金融機関でさかのぼってまとめて納付したとしており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和54年12月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、56年9月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間の4か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和57年4月以降の保険料については前納するなど保険料納付を担っていたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料について、過年度納付していることが確認できることから、この期間に係る納付催告の事跡は無いことから、加入手続当初に過年度納付したものと推認される。

これらを踏まえると、国民年金保険料の納付の意思を持って、申立人の国民

年金加入手続を行った納付意識の高い申立人の妻が、昭和 55 年 4 月以降の保険料のみを過年度納付し、同じく過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 18 日から 37 年 9 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年12月18日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「A社を退職した理由について明確な記憶は無いが、同社を退職後に就職活動をして、再度就職するつもりであった。」と陳述しており、オンライン記録からもA社を退職して約4か月後に別の会社に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立人が再就職する前に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人と同時期(おおむね1年前後)に資格を喪失した女性従業員10人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め2人であることから、事業所が申立人の委任を受けて代理請求を行った可能性はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 25 日から 35 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の支給対象期間となっているB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した約6か月後に、別の会社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 39 年 12 月 13 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店及びC社における加入期間が脱退手当金支給済みと回答を受けた。
脱退手当金を請求したことも無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年4か月後の昭和41年4月15日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和40年1月*日に婚姻し、改姓しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したものとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月28日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店から同社C本社へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、同社提出の昭和52年分源泉徴収票、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和52年9月1日にA社B支店から同社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年7月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社から関連会社であるB社に異動した時期であり、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社提出の在職証明書等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和52年5月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年3月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤があったと思われるとしている上、事業主が資格喪失日を昭和52年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月から同年12月までは4,000円、26年1月は5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月25日から26年2月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる俸給支払票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の俸給支払票及び元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間からA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、俸給支払票の保険料控除額から、昭和25年7月から同年12月までは4,000円、26年1月は5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人が、申立期間の終期である昭和26年2月10日からA社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった27年2月1日まで、同社B工場で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人は、当該期間も同社C支店に勤務していたとしており、また、申立期間を含む25年4月1日から30年9月まで同社C支店に勤務したとする元従

業員についても、25年4月1日から27年2月1日まで、同社B工場で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間には同社B工場で被保険者であったと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤があったと思われるとしていることから、事業主が、昭和26年2月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る25年7月から26年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と大きく異なることが分かった。申立期間の標準報酬月額は20万円と記録されているが、給与月額は200万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、20万円と記録されている。

しかし、B社保管の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成元年8月1日付けの社会保険事務所の受付印がある）を見ると、A社は、平成元年の被保険者報酬月額算定基礎届において、申立人の同年5月、同年6月及び同年7月の報酬月額を200万円として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円と決定していることが確認できる。このことについて日本年金機構C年金事務所は、「当時の社会保険事務所の担当者が、被保険者報酬月額算定基礎届に200万円と記載されていた申立人の報酬月額を、20万円と見間違えたことによる事務過誤である。」としている。

また、B社保管の賃金台帳の記録を見ると、申立人の申立期間に係る報酬月額は、申立てどおりの200万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る標準報酬月額の記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月24日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月24日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間の標準賞与額に係る記録を、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月20日及び19年6月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を18年12月20日及び19年6月20日は16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年6月20日

申立期間①及び②に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとされていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月20日及び19年6月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月20日まで

私は、昭和19年3月から終戦後の20年8月20日ごろまで、A社C工場のD業務に従事していた。

A社C工場に係る厚生年金保険の記録を確認したところ、健康保険の資格喪失日が昭和19年7月10日とされており、申立期間についての厚生年金保険加入記録が無いとの回答であった。

当時、A社C工場において終戦宣言を聞き、それをもって退社したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中は、A社C工場において勤務していたと申し立てているところ、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であった同僚から、「申立人と私は、A社B工場での同僚であった。」旨の陳述が得られた。

そこで、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名及び生年月日と一致する昭和19年8月1日から20年8月31日までの期間に係る未統合の被保険者記録が確認できた。

また、申立人は、「当時、A社B工場へ応援部隊として勤務したことがある。」と陳述している。

なお、上記未統合の記録のうち、昭和19年8月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない期間に当たる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社B工場における上記被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

夫は、昭和35年8月1日にA社から同社B事務所に異動となった。しかしながら、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が空白とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B事務所における複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和35年8月1日にA社から同社B事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和35年9月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月21日から同年12月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和60年1月21日)及び資格取得日(昭和60年12月2日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月から同年12月まで
② 昭和60年1月21日から同年12月2日まで

申立期間①については、昭和33年5月から同年12月までB社でC業務従事者として勤務していた。

申立期間②については、A社から、1年以上勤務することを条件で50万円の支度金を受け取り、昭和59年7月4日から60年12月21日までD業務従事者として勤務していたのに、入社6か月後にいったん資格を喪失とされ、その11か月後に資格を再取得したとされている。1年以内に退職したときは、支度金全額返還との契約で入社したので、途中退社することなく継続して勤務していた。申立期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において、昭和59年7月4日に厚生年金保険の資格を取得し、60年1月21日に資格を喪失後、同年12月2日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、A社入社時に1年以上勤務することを条件に支度金を受け取り、1年6か月間継続して勤務していたが、入社6か月後に退社

した扱いになっているが、支度金を返還した覚えも無く納得できないと申し立てているところ、複数の同僚から「当時、契約期間を満了せずに退社した場合、支度金は全額返金させていたので、普通1年未満で退社することは考えられない上、申立人は、申立期間を含め休職することもなく継続して勤務していた。」との陳述が得られたことから、申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認される。

また、当時の同僚からは、「申立人は申立期間も私たちと同じ身分、同じ給与体系でD業務従事者として勤務していたので、保険料も継続して控除されていたはずである。途中で記録が抜けているのは、何かあったからではないか。なお、私の場合も継続して勤務していたのに複数回にわたって空白期間が生じており、時期は覚えていないが、在職中に病院で受診したところ、健康保険被保険者証が失効していると言われ、結局、担当者が解雇された事件があったことを記憶している。」との陳述が得られたほか、ほかの同僚からも「私の場合は、支度金をもらったので、ずっと勤務は継続しており、運良く被保険者記録もそのように継続しているが、当時、申立人のように給与から保険料が控除されていたのに、記録が抜けていたり、健康保険被保険者証が使えなくなったりした例があった。」旨の上記と符合する陳述が得られた。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間当時に2回にわたって空白期間が生じているとされる同僚の記録を見ると、1回目の資格の喪失に伴う健康保険被保険者証の返納については、当初「添付不能」と記録されていたところ、資格を再取得した約2か月後になって健康保険被保険者証を返納した旨の記録に訂正されており、また、2回目についても、当初は「添付不能」と記録されていたところ、資格を再取得した約2か月後になって返納した旨の記録に訂正されていることが確認できるほか、申立人の記録においても、昭和60年1月21日付けの資格の喪失に伴う健康保険被保険者証の返納については、「添付不能」と記録されているなど不自然な記録となっており、事実と異なる資格の取得及び喪失の手続が行われた可能性を否定できない。

これら含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年12月及び60年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成2年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、「資料が残っておらず、申立期間当時の状況は不明。」と回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難い

ことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 1 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、同僚の陳述から判断すると、在職期間は特定できないものの、申立人は、繁忙期に B 社に短期間勤務していたものと推認される。

しかしながら、複数の事務担当者からは、「当時は短期間の季節的に雇用する者が多数おり、これらの者については、社会保険には加入させていなかった。」旨の陳述が得られた。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間①における保険料控除についての記憶が定かではないほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月21日から同年7月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和63年7月20日から同年12月29日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、同年7月から同年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月21日から同年7月20日まで
② 昭和63年7月20日から同年12月29日まで
③ 平成8年2月16日から12年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が9万8,000円と記録されている旨の回答を受けた。同社には昭和63年5月から継続して勤務しており、申立期間②当時の給与明細書には、総支給額が15万円から17万円と記載されている。

また、B社に勤務した申立期間③の標準報酬月額は20万円と記録されているが、当時の給与明細書には、総支給額として25万円以上の金額が記載されている。

申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めるとともに、申立期間②及び③の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和63年6月21日から同年7月20日までの期間については、申立人提出の給与明細書及び元従業員等の陳述から判断して、申立人が当該期間からA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和63年6月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和63年5月21日から同年6月21日までの期間については、申立人のA社における勤務及び厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料等が見当たらない。

また、当時の従業員のうち二人は、当該期間における申立人の勤務実態については不明である旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務の状況について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額から、昭和63年7月から同年9月までは15万円、同年10月及び11月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③についても、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人から提出された給与明細書に記載された保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和21年10月にB社に名称変更）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和22年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月30日から22年3月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（改称後のB社を含む。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A社C事業所から同社D事業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述及び後に申立人が勤務したE社が保管する申立人に係る履歴書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和21年6月30日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社D事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和22年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

しかし、申立人と同様にA社C事業所から同社D事業所に異動している同僚一人及び同社F事業所から同社D事業所に異動している同僚一人には、同

社D事業所で資格を取得するまでの間、前任地において被保険者記録の有ることが確認できることから、申立人についても、同社C事業所において資格を喪失した昭和21年6月30日から同社D事業所において資格を取得した22年3月1日までの申立期間は、同社C事業所において厚生年金保険の被保険者であったとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和21年5月の社会保険事務所の記録から、480円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和24年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、C社に勤務している期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、C社からA社に出向した時期であり、申立期間も継続してC社の関連会社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、D健康保険組合提出の健康保険資格証明書及び同時期にC社からA社に出向した同僚の給与明細書から判断して、申立人は申立期間もC社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年10月27日にC社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社に係る資格取得日が、雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月1日から17年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、16年4月から同年11月までは24万円、同年12月は26万円、17年1月から同年4月までは24万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から17年12月6日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額とされていることが分かった。

申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成16年4月から同年11月までは24万円、同年12月は26万円、17年1月から同年4月までは24万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7

月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、平成16年4月から17年9月までの期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年10月1日から同年12月6日までの期間については、A社が、申立人が被保険者資格を喪失する同年12月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人は「A社は倒産したので、平成17年11月及び同年12月の給与は未払いであり、給与明細書も所持していない。また、当該期間の給与からは厚生年金保険料を控除されなかったと思う。」と陳述しており、同年12月6日に被保険者資格を喪失しているほかの複数の元従業員も申立人と同様の陳述をしている。

このほか、当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和40年6月7日、資格喪失日は45年5月3日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から41年4月までは2万円、同年5月から42年4月までは2万8,000円、同年5月から43年3月までは3万6,000円、同年4月から同年11月までは4万2,000円、同年12月から44年4月までは4万8,000円、同年5月から45年4月までは5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月1日から45年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同じ生年月日で同じ名字の者に係る申立期間とほぼ一致する被保険者記録(被保険者期間は昭和40年6月7日から45年5月3日まで)があり、現在、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

また、オンライン記録において、当該被保険者記録と同姓同名で生年月日が同一の基礎年金番号は確認できず、当該被保険者記録に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号についても、ほかに該当者は確認できない。

さらに、申立期間当時、A社から社会保険事務手続を受託していた社会保険

労務士が保管する社会保険関係の資料を見ると、同社において、申立人と同じ姓の従業員は、上記の未統合記録と同一の者及び酷似する者がそれぞれ一人記載されていることが確認できるところ、これらの者に係る記載内容から、両者は同一人物であると考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、回答の有った元従業員 12 人のうち 6 人は申立人を記憶している上、申立期間当時、申立人と同姓の者はいなかったと陳述している。また、このうちの 1 人は、「申立人は、昭和 40 年に入社し、45 年の会社の慰安旅行に一緒に行った記憶が有るので、5 年間は勤務していたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和 40 年 6 月 7 日、資格喪失日は 45 年 5 月 3 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、昭和 40 年 6 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 41 年 4 月までは 2 万円、同年 5 月から 42 年 4 月までは 2 万 8,000 円、同年 5 月から 43 年 3 月までは 3 万 6,000 円、同年 4 月から同年 11 月までは 4 万 2,000 円、同年 12 月から 44 年 4 月までは 4 万 8,000 円、同年 5 月から 45 年 4 月までは 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 7 日までの期間及び 45 年 5 月 3 日から同年 7 月 1 日までの期間については、前述の被保険者名簿及び社会保険労務士からの提出資料において、申立人とみられる者の記録は見当たらない。

また、昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 7 日までの期間については、前述被保険者名簿に基づく照会の回答者 12 人のうち、自身の入社日を記憶している 3 人が、入社日の 1 か月後から 3 か月後に厚生年金保険に加入していることから、A社においては、申立期間当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入していない者がいたことがうかがわれる。

さらに、昭和 45 年 5 月 3 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人は、A社を退職して約半月後に次の事業所に入社したと陳述しているところ、当該事業所での申立人の資格取得日は同年 7 月 1 日であることから、申立人は、当該期間には既にA社では勤務していなかったことがうかがえる。

このほか、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和22年8月1日、資格喪失日は25年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年8月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは5,400円、同年5月から25年3月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から25年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間については、昭和22年8月1日に資格は取得しているものの、資格喪失日が不明であるため、年金額には反映できない旨の回答を受けた。

A社には、昭和22年8月から25年4月ごろまで勤めていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の一人は、「申立人は昭和25年5月又は同年6月ごろまでA社に勤務していた。」と陳述しており、申立人が主張する被保険者の資格喪失日とおおむね符合することから、その主張に不自然な点は見受けられず、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録においては、昭和22年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存していない上、

厚生年金保険被保険者台帳によると、同僚についても同社における資格喪失日の記載が無いことから、社会保険事務所による記録の管理が適切であったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和 22 年 8 月 1 日、資格喪失日は 25 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録及び申立期間において適用されていた標準報酬月額の等級区分から、昭和 22 年 8 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 5,400 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和38年11月10日、資格喪失日は39年2月5日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月10日から39年2月5日まで

A社で勤務した期間（昭和38年7月から39年2月ごろまで）について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、オンライン記録では見当たらないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和38年11月10日付けで資格を取得している記録が39年2月5日付けでさかのぼって取り消されているとの説明を受けた。

私は、A社から健康保険被保険者証の交付も受けていたし、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことが推定できるが、社会保険事務所の記録では、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和39年2月5日付けで38年7月10日に遡及して厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われており、申立人については、同年11月10日にいったん資格を取得していた記録が、39年2月5日付けで取り消されている。

また、この処理に伴い、昭和38年7月10日以降に被保険者資格を取得しているにもかかわらず、同日に遡及して資格が取り消されている者が申立人を含め10人みられるほか、同年10月に標準報酬月額の定時決定の記録があるにも

かかわらず、同年7月10日に遡及して資格を喪失されている者が28人みられる。さらに、当該訂正処理前の記録から、同日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和38年11月10日に資格を取得していた記録を取り消す旨の処理を行う合理的理由は無く、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、訂正前の記録における同年11月10日、資格喪失日は、適用事業所ではなくなった旨の処理が行われた39年2月5日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年11月の記録から、1万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年10月1日から2年5月1日まで

私は、昭和62年11月2日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成2年5月1日に資格を喪失した。

申立期間における給与は、毎月、現金で20万円ちょうどを受け取っていたが、申立期間当時、給与明細書は発行されていなかった。

申立期間と直前の期間において、給与手取り額の増減はなかったため、申立期間の標準報酬月額14万2,000円を申立期間直前の標準報酬月額22万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「平成元年及び2年の源泉徴収票（原本）」及び「平成2年市民税申告書（控え）」から、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額において、標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和41年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和31年4月1日、A社に入社し、見習い期間終了後の同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。その後間もなく、同社のグループ会社として設立されたC社に転籍したが、この転籍に伴い、同年10月31日から同年11月1日に係る厚生年金保険の被保険者期間が空白とされている。納得がいかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

その後、昭和37年1月21日にD社に入社し、B社での勤務を経て、平成8年10月16日にE社（現在は、F社）を退職するまで同一グループ会社で継続して勤務した。B社からE社への転籍時において、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間が生じている。納得がいかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社は、商業登記簿に登記された役員の記録等からA社のグループ会社として設立された事業所であることが確認でき、申立人は同社が適用事業所となった日前の1日間のみが空白期間となっていること、及び申立期間当時にA社からC社に期間を空けずに転籍した3人全員が、申立人と時期は異なるものの、月初（1日付け）でA社の被保険者資格を喪失し、同日付けでC社において被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人は、申立期間も継続して勤務し（昭和31年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和44年10月1日の標準報酬月額の月額変更の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和31年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてB社に継続して勤務し（昭和41年5月21日にB社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年6月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、B社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、F社は不明と回答しているものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和41年5月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月21日から25年5月28日まで
② 昭和25年5月27日から28年11月28日まで
③ 昭和28年11月28日から31年8月1日まで
④ 昭和31年8月1日から同年12月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和24年10月21日から25年5月28日までの期間及びB社に勤務していた同年5月27日から31年12月15日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金については、給付制度そのものを知らず、請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年1か月後の昭和33年1月10日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

また、申立人は昭和32年5月*日に婚姻し、改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したというのは不自然である。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和20年8月31日に、同社D工場における資格取得日に係る記録を25年1月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年8月から21年3月までは70円、同年4月から同年9月までは330円、同年10月から22年2月までは450円、25年1月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から22年3月25日まで
② 昭和25年1月29日から同年2月13日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和16年3月から継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和20年8月31日にA社本社から同社C工場に異動、25年1月29日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び申立人のA社D工場における昭和25年2月の社会保険事務所の記録から判断すると、20年8月から21年3月までは70円、同年4月から同年9月までは330円、同年10月から22年2月までは450円、25年1月は7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及び同社の関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間はA社B部門からC社に異動した時期であって、保険料が控除されていたのは間違いないので、空白期間の回復を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の平成9年10月分の給与明細書(写)及び申立人に係る人事基本情報等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(平成9年10月1日にA社B部門からC社に異動、厚生年金保険はA社で適用)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成9年10月分の給与明細書(写)の保険料控除額及び給与支給総額の記録から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月31日から49年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年12月及び49年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和49年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月31日から49年3月1日まで
② 平成9年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社に昭和49年2月28日まで勤務し、また申立期間②はB社に平成9年4月1日から勤務し、給与から保険料が控除されていたのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、総務担当者及び複数の同僚の陳述、同僚の保管していた源泉徴収票及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に昭和49年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、昭和49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社において、申立人と同様に同年2月28日に離職している者が申立人を含め6人確認でき、このうちの5人（申立人を含む。）は、同年2月28日まで勤務していたと陳述していることから、同社は申立期間のうち同日以降の期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち、昭和48年12月及び49年1月の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和49年2月の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、同僚が保管していた社員名簿、B社が発行した離職証明書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が平成9年4月7日から10年3月28日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間にB社において厚生年金保険被保険者資格の取得記録がある15人を抽出し、厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について照会したところ、回答が得られた7人中4人は「入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、1か月から3か月程度の試用期間があった。」と陳述しており、これら4人中3人は自身の記憶している入社日より1か月から2か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時の事業主は、申立期間当時、入社後に数か月の試用期間があったと思うと陳述しているところ、前述の試用期間があったとしている同僚3人のうち1人は「試用期間中に厚生年金保険料は控除されてなかった。」と陳述していることから、B社では、申立期間当時において、必ずしも採用後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の社員名簿により申立人と同じ平成9年4月7日に入社となっている同僚の厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同じ同年6月1日になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は22年3月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から同年9月までは130円、同年10月から18年7月までは140円、同年8月から19年5月までは150円、同年6月から21年3月までは200円、同年4月から22年2月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から22年3月20日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、夫が生前勤務していたA社の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間に同社で勤務したことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人と同姓同名で生年月日も一致しているA社に係る被保険者記録(当該被保険者台帳によると、資格取得日は昭和17年1月1日、資格喪失日は22年3月20日。なお、被保険者資格期間に算入されるのは労働者年金保険料の徴収が開始された17年6月1日以降の期間となる。)があること、及び当該記録は基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、前述の被保険者台帳に記録されている被保険者台帳記号番号と同じ記号番号で、かつ、申立人と氏名及び生年月日が一致している者のA社における厚生年金保険被保険者記録のあることが確認でき

るが、当該記録は、i) 当該事業所における被保険者資格の取得日が昭和 17 年 6 月 1 日となっているものの、資格喪失日の記載が無いこと、ii) 当該事業所において、20 年 11 月 21 日に被保険者資格を再度取得し、22 年 3 月 20 日に被保険者資格を喪失している記録となっており、前述の被保険者台帳の記録とは相違しているが、B 社会保険事務所（当時）が申立人に回答した被保険者記録照会回答票には、申立人の A 社における厚生年金保険の加入記録は判明したものの、i) 資格喪失年月日が不明のため、基礎年金番号に統合していないこと、ii) 不明の資格喪失年月日については、被保険者名簿等に資格喪失年月日の表示が無く、判断材料になるものが一切無いため、資格喪失年月日を認定することができない旨の回答が付されていることが確認できるなど、当時の社会保険事務所における記録管理が適切であったとは考え難い。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある元従業員の中で、唯一回答があった者は「申立期間において、申立人と同姓同名の者はいなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の A 社における資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 22 年 3 月 20 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和 17 年 6 月から同年 9 月までは 130 円、同年 10 月から 18 年 7 月までは 140 円、同年 8 月から 19 年 5 月までは 150 円、同年 6 月から 21 年 3 月までは 200 円、同年 4 月から 22 年 2 月までは 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月11日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和31年4月1日に入社し、平成4年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、申立人提出の給与明細書及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年9月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の昭和36年8月及び同年9月の厚生年金保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、事業主が昭和36年8月11日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、平成15年7月31日に退職するまで同社に在籍していた。申立期間は同社関連会社のC社に出向していたが、A社から給与及び賞与の支給を受けており保険料も控除されていた。申立期間に係る1か月の欠落期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の職歴証明書、D健康保険組合の健康保険証明書及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和46年9月1日にA社本店からC社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月5日から38年3月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年12月5日に、資格喪失日に係る記録を38年3月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から38年3月5日まで

夫は、申立期間はA社で勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に在籍し、所在の判明した同僚8人に照会したところ、回答の得られた同僚からは、「申立人は、私の入社時点では既にB業務従事者として同社で勤務しており、私が退社する直前に別の会社に転職した。」との具体的な陳述が得られた上、ほかの同僚からも在職についての具体的な陳述が得られたことから、申立人は申立期間のうち、昭和36年12月5日から38年3月5日までの期間は、同社において勤務していたものと推認される。

また、上記複数の同僚からは、「私は入社と同時に厚生年金保険に加入しており、B業務従事者にアルバイトはいなかったため、申立人も同様に加入していたと思う。」「申立人に厚生年金保険の加入記録が全く無いというのは考え

難い。」さらに、「A社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたように思う。」旨の陳述が得られた。

加えて、回答の得られた5人の同僚が記憶している当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致していることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月5日から38年3月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚のオンラインの記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるものの、申立期間の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から38年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年4月から36年12月5日までの期間については、同僚等の陳述によっても申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社は、平成7年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月23日から同年3月7日まで

私は、昭和27年3月10日から32年1月26日までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の職歴証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和30年2月23日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和30年3月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和23年4月1日にA社に入社して以来、55年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し(昭和24年4月30日にA社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年5月の社会保険事務所の記録及び23年8月1日から24年4月30日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から、7,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主における納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月から44年9月までは3万円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月28日から45年1月29日まで

私は、昭和43年9月28日から平成16年7月19日までA社C工場に正社員として継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和43年9月28日から45年1月29日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書及び雇用保険加入記録から、申立人は、申立期間においてA社C工場に正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時にA社本社において給与計算事務を担当していたとする同僚は、「A社では、日給制のアルバイトを除く全従業員を入社日から健康保険及び厚生年金保険に加入させていた。申立人が正社員であれば、入社日から厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたと思う。」旨陳述している。

さらに、昭和40年から45年までの間にA社C工場での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚26人に照会したところ、回答が得られた14人全員が「A社入社月から厚生年金保険に加入している。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年1月の社会保険事務所の記録及び申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、43年9月から44年9月までは3万円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日と厚生年金基金の記録における資格取得日がいずれも昭和45年1月29日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難い上、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届並びにこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が同年1月29日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年9月から44年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年10月19日から32年9月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年10月19日に、資格喪失日に係る記録を32年9月8日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、30年10月から31年7月までは9,000円、同年8月から32年8月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年春ごろから33年3月まで

私は、昭和30年春ごろから33年3月までA社に勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚の陳述及び当該同僚の同社での被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和30年10月19日から32年9月8日までの期間において臨時社員として同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人と同一業務に従事していたとする者を含む臨時社員として同社に勤務していたとする複数の同僚は、「A社に入社した時点から厚生年金保険被保険者記録が有る。」旨陳述している上、同社のB職社員であったとする同僚は、「当時のA社では、日々雇以外の従業員であれば、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立人が臨時社員であれば、厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 30 年 10 月 19 日から 32 年 9 月 8 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 30 年 10 月から 31 年 7 月までは 9,000 円、同年 8 月から 32 年 8 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 10 月から 32 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 30 年春ごろから同年 10 月 19 日までの期間及び 32 年 9 月 8 日から 33 年 3 月までの期間について、A 社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に在籍していたことを推認できる陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和 30 年春ごろから同年 10 月 19 日までの期間及び 32 年 9 月 8 日から 33 年 3 月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 30 年春ごろから同年 10 月 19 日までの期間及び 32 年 9 月 8 日から 33 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月5日から同年7月12日までの期間及び同年11月4日から35年10月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月5日から31年10月16日まで
② 昭和33年1月5日から同年7月12日まで
③ 昭和33年11月4日から35年10月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務した期間（申立期間①）に係る脱退手当金並びにB社及びC社に勤務した期間（申立期間②及び③）に係る脱退手当金がそれぞれ支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、当該申立期間に勤務した最終事業所であるC社での被保険者期間のみでは、脱退手当金の受給要件を満たさない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計8ページに記載された女性20人のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険加入期間をその計算の基礎とするものであるが、当該申立期間直後のD社での被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当該申立期間に係る脱退手当金のみを請求し、支給日直近の同社での被保険者期間を失念するとは考え難い上、未支給となっている被保険者期間と当該申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険

被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、当該申立期間に係る脱退手当金の支給決定日直後の昭和36年6月15日に厚生年金保険被保険者期間を取得しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計6ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した27人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は24人であり、うち22人が資格喪失後約4か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、当該申立期間について、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和31年12月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに当該申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の社員原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和51年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から51年7月まで

私がか会社を退職した昭和41年8月ごろに、同年5月に結婚した前夫が、A市で国民年金の加入手続を行ったと思う。

前夫が私のために国民年金に加入してくれていたと考える理由は、具体的に保険の名称は分からないが、前夫が市役所に保険料を納付に行っていた記憶があり、その金額も少額であったと記憶しているので、申立期間、前夫が私のために加入してくれていた保険は国民年金であったと思う。

国民年金に加入当初は、前夫が自宅を訪れる集金人に私の国民年金保険料を納付していたが、その後、自宅に集金人が来なくなったので、夫の職場に直接集金人が、保険料の集金に行ったと思う。また、夫は市役所でも保険料を納付してくれていたが、集金人が来なくなってからは、どのように私の保険料を納付してくれていたのか詳細は分からない。

申立期間当時は子供が病気のため、何度か、自宅を引っ越しているが、集金人に保険料を納付の際に、国民年金手帳又は茶色の用紙にはんこをもらった記憶があり、前夫が、私の保険料を納付していたと思うので、申立期間の納付記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月ごろに前夫が、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も前夫が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和63年6月にA市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳記号番号の前後の手帳記号番号が払い出されている被保険者の加入記録及び納付状況から確認でき、申立内容と符合しない。また、オンライン記録上、申立期間は国民

年金の任意未加入期間となっていることから、制度上、同期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、前夫が申立期間の保険料をA市役所でも納付していたと陳述しているが、同市は市役所内に銀行窓口が設置された昭和51年10月まで、市役所内で国民年金保険料を収納することはなかったと説明している。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする前夫は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を確認できない。

また、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の納付の可能性を確認するため、国民年金手帳記号払出簿の縦覧検索及び氏名別読検索を行ったが、その存在を確認できず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年12月まで

私は、昭和41年に会社を退社して、国民年金に加入したと思う。国民年金加入手続及び保険料の納付は私が行ったと思うが、加入場所、時期及び納付方法等は覚えていない。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年に会社を退社して、国民年金に加入し、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和46年1月29日に任意加入していることが確認できるところ、この場合、申立期間は国民年金の未加入期間のため、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は自分で行ったと陳述しているが、加入時の状況及び納付方法等については具体的に覚えていないと陳述している。

さらに、申立期間は50か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年3月まで

私は、昭和50年5月から国民年金に加入した。毎年1年分前納で国民年金保険料を納付し、昭和59年度の保険料は昭和59年4月26日に納付した。しかし、同年9月からの申立期間は厚生年金保険に加入しており、この期間は保険料を二重に納付しているはずなのに、国民年金保険料の還付は行われていない。

申立期間の保険料が還付されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を前納したものの、この期間は厚生年金保険に加入したため保険料を二重に納付したことになるが、国民年金保険料の還付は行われていないと申し立てている。

そこで、昭和59年度の国民年金保険料の納付状況について、申立人の所持する国民年金保険料領収証書を見ると、昭和59年4月26日に国民年金保険料を前納していることが確認できる。

しかし、申立人の特殊台帳を見ると、昭和59年9月1日に国民年金被保険者資格を喪失したため、前納されていた昭和59年度の保険料のうち、昭和59年9月から60年3月までの保険料が59年10月11日に還付された記録が確認できるところ、当該還付の記録に不自然な点は見られない上、記載内容の金額も還付すべき金額と一致していることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から60年9月まで
会社を退職した昭和50年4月ごろ、私は、A市役所B支所の窓口で国民年金の加入手続を行い、すぐに国民年金手帳を窓口で交付された。
加入後、数年間は、自宅に届いた納付書で、退職金から1年単位又は前納で保険料を銀行の窓口にて納付し、その後も両親の援助を受けながら、1年単位又は前納で保険料を銀行の窓口にて納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人が昭和61年12月18日に国民年金の加入手続を行っていることがA市の国民年金被保険者名簿から確認できるところ、銀行を退職した50年4月ごろ、国民年金の加入手続を行ったとする申立てと符合しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時点では、申立期間のうち、昭和50年4月から59年10月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない上、同年11月から60年9月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと陳述している。

さらに、申立期間は10年6か月に及んでおり、これほど長期間にわたって行政が事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿について縦覧調査をしたが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から50年3月まで

私の国民年金は、就職していた昭和38年10月に職場の店主が加入手続きを行い、保険料を納付していたと思う。しかし、店主からは国民年金の加入手続き及び保険料の納付についての話は聞いていない。また、年金手帳ももらっていない。

昭和50年4月に退職し、その後、52年に私が国民年金の加入手続きを行い50年4月からの保険料を納付してきた。

申立期間の保険料は、店主が納付してくれていたと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職先の店主が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、国民年金手帳記号番号が昭和52年1月20日に払い出されていることが確認できる。この時点では、申立期間のうち、38年10月から49年9月までの保険料は時効により制度上納付することができない。また、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は保険料を納付していたとする職場の店主から保険料納付については聞いていないと陳述していることから、過年度納付の有無については確認できない。

また、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする職場の店主とは連絡を取っていない上、当時の同僚とも連絡を取っていないと陳述していることから当時の状況は不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み

方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年2月まで

私は、退職した昭和45年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、元勤務先で書類をもらい健康保険などの手続と一緒に国民年金への移行手続をしたと記憶している。当時、店を開業したばかりで忙しく国民年金の手続は自分で行ったか母などに代理で行ってもらったか記憶は定かでないが、厚生年金保険から途切れることのないように国民年金の保険料を納付した。

厚生年金保険から引き続いて納付するのに申立期間の11か月間のみ残して未納にすることはできないはずであるし、私の性格上も手続をおろそかにするはずがなく、納付の途切れた期間があるのは納得できない。また、私の氏名の読み方は良く間違われていたので、誤りがなかったか確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和45年4月から国民年金の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格の取得及び喪失の年月日を見ると、申立人は国民年金の制度発足時の昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し（保険料納付は昭和36年4月以降より）、36年11月1日に厚生年金保険被保険者となったことから国民年金の被保険者資格を喪失した後、46年3月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが、特殊台帳の記録から確認できる。この場合、申立人が厚生年金保険被保険者資格の喪失後の45年4月ごろに国民年金への移行手続をしたとする陳述と符合しない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄を見ても、昭和36年4月

1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した後、46年3月1日に国民年金被保険者資格を再取得した記録となっており、特殊台帳の記録と一致している。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳に貼付された領収証書を見ると、昭和46年3月から47年3月までの1年1か月の保険料5,850円を同年6月24日に過年度納付によりさかのぼって納付していることが確認できるところ、本来の過年度納付期間である2年間でさかのぼって納付することができれば、申立期間についても納付可能であったが、申立期間は国民年金の未加入期間であり納付勧奨を受ける期間には該当しないことから、申立期間を除く上記期間のみを納付したと考えるのが相当である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方を含む各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの期間及び59年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年3月まで
② 昭和59年3月から61年3月まで

私は、手続の時期は不明だが、父に国民年金の加入手続をしてもらった後、結婚するまでの期間については、父に保険料を納めてもらっていた。結婚後は自分で市又は金融機関の集金人に保険料を納付していたが、昭和49年度及び50年度分については、当初納付しておらず、しばらくの間未納とされていた。しかし、その後の昭和52年3月ごろに、当時役所に勤めていた近所の方から、今ならさかのぼって保険料をまとめて納付できるから、将来のために納付しておくのと良いと教えられ、金額は定かでないものの、自分の店先で金融機関の集金人に、3年分の保険料としてまとめて現金で納付した。ところが、納付したはずの申立期間①が未納とされており、納付できない。

また、その後は引き続き金融機関の集金人に継続して保険料を納付しており、当時、保険料の納付に困る事情も無かった上、保険料の還付を受けたり任意加入を止めたりした記憶が無いにもかかわらず、申立期間②が未加入期間とされているのはおかしい。申立期間①及び②について、未納期間及び未加入期間とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年3月ごろ、3年分の保険料を金融機関の集金人にまとめて納付したと主張しているが、納付したとする同年3月の時点において、申立期間①のうち、49年12月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間①のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間については、上記の時点において、保険料の過年度納付が可能な期間であるが、金融機関の集金人を通じて過年度納付を行うためには、事前にA市又は社会保険事務所（当時）から過年度納付書の発行を受ける必要があるものの、申立人及びその夫には、過年度納付書の発行を求める手続を行った記憶は無く、来訪した集金人に申立人が直接現金で納付したとしている上、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間①について、申立人に対する催告が行われ、過年度納付書が発行されたことを示す記載も確認できず、この時点で保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

次に、申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和59年3月24日付けで任意加入被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる上、当該記載内容は、A市の被保険者名簿及びオンライン記録の内容と一致しており、申立期間②は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する領収証書によると、昭和59年1月から同年3月までの保険料が一枚の納付書により同年3月24日（任意加入被保険者資格の喪失日と同日）に納付されていることが確認できる上、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間②の開始月である同年3月の保険料（5,830円）について、昭和59年度に還付された旨の記載が確認できることから、上記の国民年金手帳の記載内容等をふまえると、昭和59年1月から同年3月までの保険料が納付書によりいったん現年度納付された後、申立人の任意加入被保険者資格が同年3月24日付けで喪失したことにより、同年3月の保険料が後日還付されたと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含む別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から57年3月まで

私は、昭和48年ごろA市の年金課の方が自宅へ来られた際に、国民年金への加入を勧められたことに応じ、その場で加入手続を行った。

ただし、加入当初は経済的に苦しかったため、昭和48年度の保険料については、その後自宅に訪れた集金人に申し出て、自身の分だけ保険料の免除手続をしてもらい、翌49年度から、金額は定かでないが、夫婦二人分の保険料を夫の金融機関口座から自動引き落としで、毎月継続的に納付してきた。

このため、特に昭和49年度以降について、夫婦の片方だけ納付するといったことは考えられない。

ところが、私が免除手続をしたはずの期間も含め、申立期間はすべて未納とされており、納付できないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろに国民年金に加入し、昭和48年度は国民年金保険料の免除申請を行い、翌年度以降は申立人の夫名義の金融機関から口座振替により、夫婦一緒に定期的に夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には、過年度納付等により申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。

また、国民年金保険料の免除の承認は、制度上、申請が受理された以降の年度について行われることから、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点において、昭和48年度の保険料免除が行われたものとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和49年4月から57年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、また、49年4月から57年3月までの期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金の保険料を夫の分と併せて必ず納期までに夫婦二人分を納付してきた。また、お金が有る時は、前納するようにしていた。昭和36年4月からの申立期間の夫婦二人分の保険料も間違いなく納付しているので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で昭和41年8月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳によると、同手帳が同年7月31日に発行された旨記載されていることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人は、36年4月から申立期間の夫婦二人分の保険料を必ず納期までに納付していたと申立期間当初からの現年度納付を主張しているが、申立人が申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したことをうかがわせる事情も、特段見当たらない。

また、申立人は、夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していたとしているが、オンライン記録によると、申立期間については、申立人の夫も未納期間であり、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が年金の受給権を確保するためには、19年間の保険料納付期間が必要となり、昭和40年度から60歳まで継続して納付することにより20年弱の期間が確保できることとなる。この点について、申立人が所持する国民年金保険料預かり証によると、同年度分の保険料を昭和41年10月に過年度納付していることが確認でき、受給権確保のため昭和40年度分のみ過年度

納付し、41年度から現年度納付したと考えるのが自然である。

なお、夫の保険料についても納付日は不明であるが、昭和40年度分から納付が開始されていることが、オンライン記録で確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年9月まで

私は、昭和43年10月ごろ、父の経営する会社を退職して、すぐに国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入後は、私が、毎月納付書により銀行窓口で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、毎月納付書により銀行窓口で国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間当時のA市における国民年金保険料の納付方法は、区役所の集金人又は区役所窓口で国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、当時の納付実態と符合しない上、同市が納付書方式を採用していたのは昭和48年4月以降であることなどを踏まえると、保険料納付に関する申立人の記憶は、申立人が国民年金被保険者の資格を再取得し、申立人の妻と共に国民年金保険料の納付を開始した52年1月以降の記憶である可能性も否定できない。

また、申立人の所持する昭和43年10月24日発行の国民年金手帳を見ると、申立人が国民年金被保険者の資格を最初に取得した同年10月以降、申立期間を含む印紙検認記録欄すべてにおいて、保険料を納付したことを示す検認印が無く、いずれの年度も右側の印紙検認台紙が白紙のまま切り取られずに残っていることが確認できるほか、申立人の特殊台帳には、集金人が申立人宅を訪問しても常時不在であったことをうかがわせる「不在被保険者」の表示とともに、申立期間途中の45年4月1日付けで、区役所が申立人を保険料の徴収対象被保険者から除外したことを示す「社保管理」のゴム印が認められる。このことについて、申立人に改めて事情を聴取したところ、44年5月に結婚して1年

間ぐらいは、住民票を異動させないまま、B市で生活していたと陳述しており、これらの事情等を踏まえると、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたものとみることが困難である上、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付した具体的な記憶も無いと陳述している。

さらに、申立期間は2年6か月に及び、この間、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、A市B区において住み込みで働いていた昭和36年4月に、区役所の女性職員が私の年金手帳を持って、勤めていた店に勧誘に来たので、すぐに国民年金に加入した。

それ以来、私が結婚してC市に転居するまで、同じ女性職員に保険料を毎月納付してきた。当時の保険料額は、150円から300円ぐらいで、切手のようなシールを年金手帳に貼ってもらっていたのを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区において住み込みで働いていた昭和36年4月に、区役所の女性職員が申立人の年金手帳を持って国民年金の勧誘に来たので、すぐに国民年金に加入し、それ以来、同じ女性職員に国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期等を調査すると、国民年金被保険者の資格を有しながら加入手続していない者を対象に実施したとされる区役所の適用特別対策により、昭和41年6月に職権で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、区役所の職員が申立人の年金手帳を持参して勧誘に来たとする申立内容は、加入時期を除いて当時における適用特別対策の状況と符合する上、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は、一部の期間を除き、時効により納付できない期間であるとともに、時効にかからない期間の保険料については、過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱

わない区役所の職員に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を区役所の職員に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の記憶する保険料額及びその納付方法は、申立期間直後の昭和41年1月以降から申立人がC市に転居後の数年間における保険料額及び納付方法ともおおむね一致しており、これらの申立人の記憶は、保険料の納付済期間となっている同年1月以降の保険料納付の記憶である可能性も否定できないほか、申立期間は4年9か月間に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の要望により、申立人が住み込みで働いていたとする店の店主に当時の申立人の納付状況について事情を聴取したところ、保険料等の納付に関しては、すべて店主の妻が行っており、その妻も昔のことを思い出せない状態にあるため、店主自身の納付状況すら分からないと陳述している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和37年に結婚をした後、はっきりとは覚えていないが、38年までの時期に、自宅に集金人が訪れ、国民年金への加入を勧められたので、夫婦で一緒に加入した。

その際、国民年金制度開始時からの保険料を集金人にさかのぼって納付するとともに、加入以後の保険料については、その後、定期的に集金人に納付したはずである。

国民年金手帳の昭和36年度及び37年度のところに検認印の跡があり、これがさかのぼって保険料を納めた証拠だと思う。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和39年3月10日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、37年1月から38年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、自身が所持する国民年金手帳の昭和36年度及び37年度欄に検認印があることを納付の証拠であると主張しているものの、当該手帳を確認したところ、検認記録欄に検認印は無く、印紙検認台紙を切り取った際の割り印が認められるのみであり、また、その押印日付を見ると、昭和39年3月であることから、手帳記号番号の払出時点で既に現年度納付できなくなっていた当該2年度分の印紙検認台紙を切り取った際に押印したものと考えるのが

相当である上、昭和 38 年度の検認記録欄にも検認印は無い。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻に係る B 区役所保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間については未納と記録されている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等に係る記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和37年に結婚をした後、はっきりとは覚えていないが、38年までの間で、自宅に集金人が訪れ、国民年金への加入を勧められたので、夫婦で一緒に加入した。

その際、国民年金制度開始からの保険料を集金人にさかのぼって納付するとともに、加入以後の保険料については、その後、定期的に集金人に納付したはずである。

国民年金手帳の昭和36年度及び37年度のところに検認印の跡があり、これがさかのぼって保険料を納めた証拠だと思う。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和39年3月10日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、37年1月から38年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、自身が所持する国民年金手帳の昭和36年度及び37年度欄に検認印があることを納付の証拠であると主張しているものの、当該手帳を確認したところ、検認記録欄に検認印は無く、印紙検認台紙を切り取った際の割り印が認められるのみであり、また、その押印日付を見ると、昭和39年3月であり、手帳記号番号の払出時点で既に現年度納付できなくなっていた当該2年度分の印紙検認台紙を切り取った際に押印したものと考えるのが相当であ

る上、昭和 38 年度及び 39 年度の検認記録欄にも検認印は無い。

さらに、申立人に係る B 区役所保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間については未納と記録されている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等に係る記憶が曖昧あいまいであり、申立人が申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から52年12月まで
時期ははっきりとは覚えていないが、区役所に出向いた際に国民年金に未加入であることを知り、その場で加入手続を行った。
その際、今なら特例納付制度を利用して、未納期間の国民年金保険料を納付することができること聞き、後日、その窓口で30万円ぐらいの保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付制度を利用して区役所の窓口で一括納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和55年5月14日に払い出されており、この手帳記号番号の払出当時は、第3回特例納付制度実施期間中に当たっており、特例納付することは可能であるものの、社会保険事務所(当時)では、特例納付保険料を区役所窓口で収納することはないとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として30万円ぐらい一括納付したと申し立てているが、仮に特例納付したとした場合、その保険料額は50万8,000円となり、金額も一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から48年3月まで
昭和40年2月に結婚し、当時義母とは別居していたが、義母が長男である夫、義弟及び義妹の国民年金保険料とともに私の分も納付していたと思う。
国民年金の加入手続についても、加入時期は不明であるが義母が行ってくれたと思う。
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、義母が、夫、義弟及び義妹の分とともに納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の夫及び義弟の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月17日に連番で払い出されている一方、申立人の手帳記号番号は、49年9月17日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、40年2月から46年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている義妹の特殊台帳を見ると、申立期間を含む昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できるところ、当時、A市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの期間を未納無く納付したとしても期間が不足する者を対象に特例納付及び過年度納付の勧奨を行っており、手帳記号番号の払出時点において、義妹は既に44歳*か月であったことから、受給権を得るためには特例納付及び過年度納付することが必要であった。

一方、申立人は当時36歳*か月であり、受給権確保に15か月不足していた

ところ、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和48年4月から49年8月までの17か月の国民年金保険料をさかのぼって納付することで不足分を解消しており、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付する必要は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は98か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする義母は既に他界しているため、申立期間の保険料をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年11月まで
昭和45年4月からA事業所に勤務して、3か月ほどたったころ、事業所の先輩に勧められて、B区役所へ行き、自分で国民年金の加入手続をした。加入後は、同居していた母に頼み集金人に納付してもらったこともあるが、主に自分自身で、納期限内に金融機関で納付していたはずである。
元夫と暮らし始めた昭和49年12月からしばらくは納付していなかったが、50年12月の離婚後、納付を再開したはずである。
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市B区において、昭和51年2月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、45年7月から48年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、また、49年1月から同年11月までの国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法について、主に自身で納期限内に金融機関で納付していたとしているが、申立期間のうち、昭和48年3月以前のC市における保険料収納は手帳への印紙検認が通例であり、当時の制度状況と符合せず、また、集金人へ納付する場合の対応はすべて母親に任せており、自身は関与していないとするなど、納付に係る記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏

名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

国民年金の加入については、妻にすべて任せていたので分からないが、妻が、昭和38年ごろ、A市B区役所に出向き、夫婦二人分の加入手続きをしたはずである。

ただし、詳しい加入状況については、妻もはっきりとは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続後、何らかの用事で近所のA市C区役所D出張所に出向いた際、出張所の職員から、「C区からE区が分区するので、保険料は今の時期にまとめて納付した方がいいですよ。」と勧められたことを覚えており、私自身が、その時に4年間分をまとめて、夫婦二人分合計で約2万円弱の保険料をD出張所で前納したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市C区役所D出張所の職員から、C区からE区が分区するので、国民年金保険料は今の時期にまとめて納付した方がよいと勧められ、夫婦二人分の4年間分の保険料として約2万円弱を一括して前納したと申し立てている。

しかし、A市C区及び同市E区の行政区画変更時期は昭和49年7月であり時期が大きく離れており、また、夫婦二人分の4年間分の前納保険料合計額も8,660円であるなど、陳述内容と符合しない。

また、申立人は昭和38年4月から4年間分の国民年金保険料をまとめて前納したとしているものの、仮に申立人主張のとおりとした場合、42年1月から月額保険料が100円増額改定されているため、差額保険料の納付が必要となるが、申立人は差額保険料を納付した記憶は無いとしており、また、申立人が

所持している 43 年 11 月 30 日発行の年金手帳を見ても差額保険料が徴収された事跡は確認できない。

さらに、申立人は、昭和 38 年 8 月に A 市 B 区から同市 C 区へ転居した際、国民年金法上の住所変更手続を行っていなかったため、同区において、42 年 9 月に新たに職権で国民年金手帳記号番号が払い出されていることからみても、申立期間の国民年金保険料を C 区において前納することはできず、同区において、同年 4 月から夫婦二人分の保険料の納付が始まったと考えるのが自然である。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

国民年金の加入については、私自身が、昭和38年ごろ、A市B区役所に出向き、夫婦二人分の加入手続をしたはずである。

ただし、詳しい加入状況については、はっきりとは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続後、夫が、何らかの用事で近所のA市C区役所D出張所に出向いた際、出張所の職員から、「C区からE区が分区するので、保険料は今の時期にまとめて納付した方がいいですよ。」と勧められたことを覚えており、夫が、その時に4年間分をまとめて、夫婦二人分合計で約2万円弱の保険料をD出張所で前納したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、A市C区役所D出張所の職員から、C区からE区が分区するので、国民年金保険料は今の時期にまとめて納付した方がよいと勧められ、夫婦二人分の4年間分の保険料として約2万円弱を一括して前納したと申し立てている。

しかし、A市C区と同市E区の行政区画変更時期は昭和49年7月であり時期が大きく離れており、また、夫婦二人分の4年間分の前納保険料合計額も8,660円であるなど、陳述内容と符合しない。

また、申立人の夫は昭和38年4月から4年間分の国民年金保険料を一括して前納したとしているものの、仮に申立人主張のとおりとした場合、42年1月から月額保険料が100円増額改定されているため、差額保険料の納付が必要となるが、申立人の夫は差額保険料を納付した記憶は無いとしており、また、申立人が所持している43年11月30日発行の年金手帳を見ても差額保険料が

徴収された事跡は確認できない。

さらに、申立人は、昭和 38 年 8 月に A 市 B 区から同市 C 区へ転居した際、国民年金法上の住所変更手続を行っていなかったため、同区において、42 年 9 月に新たに職権で国民年金手帳記号番号が払い出されていることからみても、申立期間の国民年金保険料を C 区において前納することはできず、同区において、同年 4 月から夫婦二人分の保険料の納付が始まったと考えるのが自然である。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年12月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後100人のうち、申立人と同一時期(おおむね2年前後)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員11人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め9人みられ、うち4人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている。また、A社C本店についても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね2年前後)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員48人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め34人みられ、うち30人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者も散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間

後では別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月7日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社には、叔父の紹介で、それまで勤めていた事業所を辞めてすぐの昭和30年3月7日に入社し、B業務に従事した。雇用契約書のようなものは見ていないが、試用期間は無かったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して申立人が申立期間からA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該元従業員は、「申立期間当時は、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させない試用期間があった。新卒者の試用期間は3か月ぐらいで、中途採用者はもっと長かった。」と陳述しているところ、同人は、記憶している入社時期より約2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

また、申立人と同一日の昭和30年6月1日にA社で被保険者資格を取得している別の元従業員は、「自分は、昭和29年に入社したが、入社時に、厚生年金保険に加入するまで時間がかかるという説明を会社から受けたと思う。」と陳述しており、そのほか、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る複数の元従業員も、「3か月ほどの試用期間があった。厚生年金保険に加入するのは入社後しばらくしてからであった。」と陳述している。

さらに、申立人は、「給与から保険料が控除されたのはいつごろからであったか覚えていない。健康保険被保険者証は入社してすぐにはもらわなかった。」

と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 42 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、A社の元事業主の子は、「申立期間当時の元従業員に確認したところ、『当時は厚生年金保険に加入していなかった』旨の回答が得られた。」と陳述しており、A社を担当していた税理士も、「私に関与（時期は不明だが、遅くとも昭和 44 年 2 月以降）してから廃業（平成 12 年ごろ）するまで、雇用保険の加入のみであった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。

当時、給与が減額された事実は無いので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これに基づき、申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書を見ると、申立期間の報酬月額に基づく申立人の標準報酬月額は 53 万円となるところ、保険料控除額に基づく標準報酬月額は 47 万円であり、この額は厚生年金保険のオンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 26 日から 55 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険庁（当時）に照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 54 年 12 月 26 日となっており、同年 12 月の 1 か月間が厚生年金保険に未加入と記録されていることが分かった。同社には同年 12 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の労働者名簿及び雇用保険の記録により確認できる申立人の同社での退職日は昭和 54 年 12 月 25 日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 48 年 8 月 26 日（A社での最初の資格喪失者の喪失日）から 54 年 12 月 26 日（申立人の資格喪失日）までの期間に同社で被保険者資格を喪失した者は、申立人を含めて 12 人みられるが、そのうち 11 人は 26 日付け、残る 1 人は 27 日付けの喪失日となっている。

さらに、申立人は、「A社での最後の給与は、昭和 54 年 12 月 25 日に支給を受けた。」旨陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、退職月の給料日を退職日として処理していたことがうかがわれる。

加えて、A社では、「申立期間当時の申立人に係る賃金台帳及び出勤簿等の資料は残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」としており、また、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 9 人から回答を得たが、申立人の

退職日を覚えている者はおらず、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわれる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 1 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。父親が経営していた同社が人手不足になったと聞き、昭和 49 年 7 月 1 日から同社で勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間からA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和 50 年 1 月 26 日であり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者増減表で確認できる申立人の被保険者資格の取得日の受付日は申立期間経過後の同年 2 月 20 日であり、いずれの日も、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和 50 年 1 月 25 日）に符合する。

また、A社は平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その時に同社の取締役であった申立人の義姉は、「申立期間当時の資料は保存していない。当時の経理は事業主であった申立人の父と自身の夫である申立人の兄が行っていたが、父は高齢で病気であり、夫は亡くなっているので、申立期間当時の保険料控除の状況は不明である。」と陳述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時は両親と同居しており、給与は母から受け取っていた。給与明細書は無かったので、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。生家がA業務店を営んでいたため、大学卒業と同時にB市にあったA業のC社に就職し、申立期間の2年間勤務した後、D国にA業務の勉強に行った。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社の現在の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 6 月であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主の子である現在の事業主は、「昭和 63 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所となる前は、従業員は給与から保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時の事業主、その妻及び申立人が記憶している同僚一人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)C工場に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員12人に照会し5人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の給与形態について、「一定期間内に作業を行い、その作業が終了するごとに伝票を作成し、A社に対して報酬を請求していた。」旨陳述しており、当該報酬の請求手続の際にA社から自身に送付されたものであるとして同社の封筒を保管しているところ、当該封筒を見ると、あて先として「D社」と記載されている。このことについてB社は、「申立期間当時、取引先としてD社という事業所があったか否かは関連資料が無いため不明であるが、申立人の陳述どおりであれば、申立人は下請業者であったと思われる、下請業者であれば、当社で厚生年金保険に加入させることはない。また、昭和24年から保管している厚生年金保険の台帳を検索しても申立人の氏名は確認できなかったことから、申立人については当社では厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していないと思われる。」としているほか、申立

期間に被保険者記録の有る前述の同僚5人全員が、「勤務日数及び勤務時間に応じて、A社が計算した給与を定期的を受け取っていた。」と陳述している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同店に勤務し、B企業組合を通じて厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B企業組合の元代表者及びA店の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間まで継続して同店に勤務していたことが推認できる。

しかし、B企業組合の元代表者は、「申立期間当時、C市のD業種店の店主及び従業員は、企業組合を通じて厚生年金保険に加入していたが、手続及び保険料の納付は、それぞれのD業種店が直接企業組合の本部に対して行っていたため、申立人が勤務していたA店の状況は分からない。」としている。

また、申立人は、「自身が勤務していたA店の経理及び社会保険事務はすべて父が行っていた。」としているところ、申立人の父は既に死亡していることから、申立期間当時の手続の状況を確認することはできない。

さらに、B企業組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 50 年 7 月 1 日付けで被保険者資格を喪失している者は、申立人を含む 3 人であることが確認できるところ、これら 3 人は、いずれもA店の関係者であり、同店の被保険者全員であることから、申立人の父は、何らかの事情により、これら 3 人について資格喪失手続を行ったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 21 日から 39 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 31 年 12 月から 42 年 1 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

もし、A社で厚生年金保険に加入していなければ、同社の子会社であるC社で厚生年金保険に加入しているかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 12 月から 42 年 1 月まで継続してA社に勤務し、申立期間も厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する昭和 32 年 4 月 1 日に申立人から提出されたとする退職届を見ると、申立人が同年 4 月 20 日付けでA社からの退職を希望した旨の記載が確認でき、また、B社の人事記録においても、申立人がA社を同日付けで依願退職した旨の記録が確認できる。

さらに、申立人が唯一氏名を記憶していた同僚に照会したが回答を得られなかったため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員 14 人に照会し 6 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

一方、申立人は、A社で厚生年金保険に加入していなければ、同社の子会

社であるC社で厚生年金保険に加入しているかもしれないとしているが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年3月であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社は、昭和51年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の関連会社であったB社は、C社の人事記録及び賃金台帳等の関係資料を保管していないとしていることから、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月1日から23年2月28日まで
② 昭和26年11月1日から31年1月15日まで

平成22年1月に年金事務所において年金記録の相談をしたところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっていたことが分かった。

当時、私も同僚であった主人も、厚生年金保険に加入していた意識は無く、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給決定されたのは、申立期間の事業所での被保険者資格を喪失後の約1か月後の昭和31年2月24日であることが確認できる上、給付記録欄には、支給記録が記載され、支給額及び標準報酬月額がオンライン記録と一致しており計算上の誤りがないなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、当該支給決定日は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、その後厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人は、結婚祝金を事業主から受け取った覚えがあると陳述していることから、当該結婚祝金と合わせて脱退手当金を支給された可能性もあるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月22日から21年1月7日まで

夫は、小学校卒業後にA社に入社し、途中、事業所名称がB社（現在は、C社）に変更したが退職することなく、継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間も継続してA社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、C社提出の「健康保険厚生年金保険元帳」等を見ると、申立人は、入社日である昭和17年3月23日及び21年1月7日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、いったん資格を喪失していたことがうかがわれる上、同社保管の申立人自筆の履歴書には「昭和20年8月会社解散」と記載されていることも確認できる。

このことは、C社及び複数の同僚から「申立期間はA社が戦災により、一時閉鎖していた時期に当たる。」旨の陳述が得られたこととも符合する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日である昭和20年8月22日付けで同社の全被保険者が資格を喪失していることが確認できる。

さらに、C社は、申立期間は給与の支払いがなかったため、保険料控除していない旨を回答している上、上記被保険者名簿から複数の同僚を抽出調査した

が、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月から23年6月まで

私は、戦後、A国から引き揚げてきた後、B社に入社した。同社の社長名及び同僚名も覚えており、最後の担当業務はC業務に従事した。また、同社からもらった名刺ぐらいの紙が厚生年金保険被保険者証だったと思うが紛失した。

しかし、B社で勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の所在地及び事業主の氏名並びに同社の業務内容等を詳細に記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、同僚からは、「B社では、厚生年金保険に加入させる人を社長が決めていた。」との陳述が得られ、また、別の同僚も「申立期間当時、B社は6か月以上の勤務者でないと厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。」と陳述していることから、B社では、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

一方、健康保険と厚生年金保険は同時に加入することが前提とされているところ、同僚は、「B社から健康保険被保険者証をもらっており、病気の時に使用した。」旨を陳述しているのに対し、申立人は、「B社において健康保険被保険者証をもらっておらず、けがをした時も病院に行けなかった。」旨を陳述していることから判断すると、B社では、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B社の当時の事業主は、所在が不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の旧姓を含めた氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）における被保険者資格の喪失日が昭和 52 年 1 月 31 日であるとの回答を受けた。しかし、私が同社を退職したのは同年 1 月 31 日であり、資格喪失日は同年 2 月 1 日となるはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間までA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の同社における資格喪失日は、昭和 52 年 1 月 31 日として社会保険事務所に届け出られていることが確認でき、この日付はオンライン記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 43 年から 53 年までに資格を喪失している者の喪失日をみると、月末日に喪失の者が 35 人であるのに対して、月初日の喪失（1日付け）の者は 6 人となっており、その中でも、44 年 1 月から申立人の資格喪失日の少し後である 52 年 2 月までの間に月初日に資格を喪失している者が 1 人もいない（この間の月末日の喪失者は 32 人）ことを併せて考えると、同社においては、申立期間当時、月末日の退職者について、資格喪失日を翌月初日とせず、月末日付けとする取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、元従業員 31 人（申立人と同じく月末に喪失した者 6 人を含む。）に照会し、21 人から回答を得たものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、夫の会社と取引関係があったA社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社でB職として勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち昭和 46 年 9 月ごろから 47 年 1 月ごろまで、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 61 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及びC職は死亡しており、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、「夫の知人の紹介を受けてA社に入社したが、C職の面接は無かった。」としているのに対し、前述の元従業員のうちの一人は、「入社に当たってC職の面接が有った。」としているところ、同人は、自身が入社したとする時期と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、申立人が入社時に世話になったとして記憶している者で、申立期間当時、関連会社であるD社からA社に派遣されて経理を担当していた者は、「正社員とは勤務期間に定めのない者であり、採用時には必ずC職の面接があった。申立期間当時、同社にはパート及び短期間の雇用者もおり、それらの者の中には厚生年金保険の加入を希望しない者もいた。申立人のことは覚えていないが、申立内容の採用の経緯からすると、正社員ではなかったと考えられる。」と陳述している。

加えて、当該元経理担当者は、「A社は、厚生年金保険に加入していない従

業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」とも陳述している。

また、A社及び関連会社であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社を退職後、同社B支社で働かないかと電話で誘われて勤務することになった。申立期間には確かに同支社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするA社B支社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、A社の業務を承継しているC社は、「申立期間当時のA社及び同社B支社に係る人事記録等を保管していないため、申立人の勤務状況は不明である。」としている上、D企業年金基金は、「申立人については、申立期間当時、正社員として加入していた記録が存在しないため、臨時雇用等の雇用形態であったとみられる。」としている。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立期間に、B支社の本社であり、厚生年金保険の適用事業所であったA社において被保険者記録の有る元従業員 11 人(A社B支社で勤務していた者 1 人を含む。)に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から、申立期間における申立人の勤務状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除について明確な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月から 7 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間に、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち同日より前は適用事業所ではない。

また、A社は、平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主も所在不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社において、申立期間に被保険者記録の有る 13 人に照会し 3 人から回答を得たが、そのうちの 1 人は、「A社では、厚生年金保険に加入するかどうかを任意で選択できた。私も厚生年金保険に加入していなかった時期があるが、その期間の給与から保険料は控除されていなかった。」と陳述しているところ、申立人が記憶する同僚 5 人のうち 3 人は、オンライン記録において、同社に係る記録が見当たらない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月から31年8月9日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、B業務従事者として工場の2階に住み込みで勤務していた。

A社には申立期間から継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和40年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の取締役は死亡又は連絡先が不明のため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し11人から回答を得たが、そのうち10人は申立人を記憶しておらず、申立人を記憶していた1人も、申立人の勤務時期までは覚えていないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月5日から49年2月19日まで

私の夫は、昭和26年4月にA社に入社し、51年*月に60歳で定年退職するまで継続して勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、47年10月5日から49年2月19日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得ができないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和47年10月5日から49年2月19日までの期間もA社を途中退職することなく、勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の申立人に係る職歴カードを見ると、申立人が昭和45年10月3日に嘱託勤務となった後、47年10月4日に依願退職していることが確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和47年10月4日に同社を離職した後、49年2月19日に同社において雇用保険に再加入していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人のB厚生年金基金における加入記録から、申立人は、昭和47年10月5日に同基金を脱退した後、49年2月19日に同基金に再加入していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有していた従業員9人を抽出し、このうち連絡先が判明した5人に文書照会を行ったところ、回答を得られた3人全員が申立人を記憶して

いたものの、いずれも申立人の申立期間における在籍状況については記憶していなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社で勤務していた。

申立期間のうち、平成 3 年 9 月から 5 年 12 月までの期間の給与明細書に記載されている報酬額と標準報酬月額に差があることに納得できないため、当時の標準報酬月額を実際支給されていた報酬に準じた標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間のうち、平成 6 年 1 月から同年 7 月までの期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料とねんきん定期便に記載されている保険料に差があることに納得できないため、当時の標準報酬月額を保険料控除額に準じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 9 月 1 日から 6 年 1 月 1 日までの期間については、標準報酬月額が自身の所持する給与明細書の支給総額より低くなっており、6 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、給与明細書に記載されている保険料控除額がねんきん定期便に記載されている控除額より高くなっているとして、それぞれ正しい標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てている。

申立期間のうち、平成 3 年 9 月 1 日から 6 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は当該期間の標準報酬月額を 56 万円に訂正するよう申し立てているところ、当時の標準報酬月額の最高等級は 53 万円となっている。

申立期間のうち、平成6年1月1日から同年8月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、総支給額に見合う標準報酬月額が50万円となっているものの、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、本来の報酬額に見合った保険料額を超えて源泉控除されたとしても、本来の報酬額に見合う標準報酬月額を超えて記録の訂正及び保険給付が行われることはない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月21日から31年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和26年4月21日から31年9月1日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
退職する際に会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金は請求も受給もしていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和31年12月1日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が記載されているページを含む前後11ページに記載されている女性のうち、申立人と同時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者21人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め19人に支給記録が確認でき、うち16人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることのほか、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味

する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年10月1日まで

私は、大学を昭和28年3月に卒業後、同年4月1日にA社の関連会社であるB社（現在は、C社）に入社し、同社を29年11月10日に退職するまで、D職として継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和28年4月1日から同年10月1日までの6か月間について、厚生年金保険の被保険者期間が見当たらず、納得がいかない。

給与明細などは残っていないが、給与より厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の陳述から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが推定できる。

しかし、B社の申立期間当時の担当課長は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除開始時期については、覚えていない。」と陳述している。

また、B社の申立期間当時の事業主は、連絡先が不明であり、さらに、同社の業務を引き継いでいるC社の現在の事業主は、「申立期間に係る人事・給与関係書類は残っていない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年4月1日から同年10月1日までの期間は、健康保険整理番号に欠番は無く、

同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間当時にA社からB社に転籍した従業員二人については、この転籍に伴い、それぞれ被保険者期間に1か月及び2か月の空白期間があることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6785 (事案 4696 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 2 日から 45 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

そこで、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認第三者委員会へ申立てを行ったが、申立てに係る事業所における給与の支払い及び保険料控除が確認できない等として申立ては認められなかった。

しかし、申立期間はA社の指示によりB社で勤務することになった期間であり、A社の当時の事業主が保険料控除について証言してくれることになったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に同社からB社に異動した申立人を含む6人は、いずれも昭和44年9月2日に被保険者資格を喪失しており、同年10月の標準報酬月額の時決定についても、取消しをされていることが確認できること、ii) A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主及び経理担当者は、申立期間に係る給与が支払われたか否かは不明であるとしていること、iii) 申立人のA社における雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人は、同年8月31日に被保険者資格を喪失しており、社会保険事務所における厚生年金保険の記録とほぼ一致すること、iv) B社は、同年3月8日に設立登記されていることが商業登記簿により確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは45年1月1日であり申立期間は適用事業所ではない上、

同社は 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は所在不明のため、これらの者から申立期間に係る保険料控除等について確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自ら A 社の申立期間当時の事業主に交渉し、申立期間における勤務実態及び保険料控除についての証言してくれることになったので、保険料が控除されていたことを認めてほしいと主張している。

そこで、A 社に再度聴取を行った結果、元事業主は、「申立人が A 社の指示により B 社に勤務することになったのは事実であり、申立期間も継続して勤務していた。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務の実態が認められる。

しかし、申立期間における給与の支払い及び保険料控除について上述の事業主は、「給与は、一部支払われていたように思う。保険料は、控除していたかもしれないが、当時の資料が無いため確認はできない。」と陳述しており、前回の陳述と一部変遷が見られるものの、給与から保険料を控除していたことを示す具体的な陳述は無く、関連資料の提出も無い。

このほか、申立人からは、申立期間に係る保険料控除を確認できる新たな関連資料の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月から 30 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A市のB社（現在は、C社）でD業務従事者の見習いとして勤務していたが、事業所が移転したため退職した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所において従事した業務の具体的な陳述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社では「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立期間当時の事業主も病気のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。」と陳述している。

また、B社の元事業主の弟で申立期間当時、当該事業所の役員であった者は、「申立人の記憶は無いが、申立人が見習いとして勤務していたのであれば、本採用でなかったと思われる。本採用でない者に厚生年金保険の加入はさせていなかったはずである。」と陳述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名のある元従業員で、所在が判明した12人に申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、回答があった6人のうちの1人は、「申立期間当時、見習いが一人前になり、給与が出来高払いになるまでには半年から1年程度要していた。見習いに厚生年金保険の加入は無かった。」と陳述している上、申立人は「給与が出来高払いになる前に退職した。」と陳述してい

る。

加えて、申立人が記憶している同僚で、申立人と同じ見習いであったとする者は、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 30 日から 42 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①は、姉夫婦と共にA社内にあったB社の事務所兼仮設住宅に居住しながらC業務に従事しており、申立期間②は、義兄が経営するD社に勤務していた。いずれの期間も、継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の元取締役が提出した経歴書及び申立人の姉の陳述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、申立期間のうち、昭和30年4月1日から32年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に義兄及び同僚3人と一緒に勤務していたと陳述しているところ、申立人の義兄は、B社において厚生年金保険に加入している記録が無く、同僚3人のうち2人も同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、昭和32年10月1日又は34年4月27日であることがオンライン記録により確認できることから（ほかの1人は被保険者資格の取得記録が無い）、いずれの者も申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、前述の元取締役も経歴

書以外の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない上、その他の役員は所在が不明であるため、これらの者から申立期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人の姉及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年2月1日であり、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の姉及び同僚も保険料控除について記憶しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、オンライン記録によると、申立期間にD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、申立期間のうち、昭和40年5月1日から41年5月4日までの期間はほかの事業所（E社）において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる。なお、オンライン記録によると、申立人は、33年7月1日から38年5月30日までの期間において、E社で資格を取得していることが確認できるものの、申立期間に同社において資格を取得していた記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から39年4月23日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務していた昭和35年7月11日から46年8月26日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録の有る者33人を抽出し、連絡先の判明した17人に照会したところ、回答の得られた5人からは、申立人の在職期間及び退職時期は覚えていないが、申立期間当時在職していたように思う旨の陳述が得られたものの、申立人の保険料控除に係る陳述までは得られなかった。

また、事業主は、「申立人は申立期間も継続して勤務していたとは思いますが、社会保険に係る事務は外部委託しており、また当時の資料も残っていないので詳細は分からない。ただし、被保険者となっていない期間の保険料を給与から控除することはなかったはずである。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無いところ、申立人はA社において、昭和39年4月23日に雇用保険の資格を取得しており、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の再取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 26 日から 34 年 11 月 16 日まで
② 昭和 34 年 12 月 25 日から 35 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 35 年 12 月 31 日から 38 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 8 月 10 日まで

私は、申立期間①において、A社でB業務従事者見習いの正社員として勤務していた。また、申立期間②において、C社で、D業務に従事していた。

さらに、申立期間③において、E社F支店でG業務従事者として勤務していた。

加えて、申立期間④においてH社でI業務従事者として勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、上記、申立期間①、②、③及び④に係る加入記録が無い。

これらの申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人のA社における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事

情も見当たらない。

申立期間②について、申立人はC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、C社における同僚等の名前を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人のC社における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、E社F支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人が名前を挙げた同僚の陳述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に勤務していたことが推認される。

しかし、E社F支店は昭和36年4月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以後は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、E社本店も既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、E社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録の有る者は4人確認できるものの、3人は既に死亡しており、1人は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、「申立期間当時におけるE社F支店の従業員は12人程度である。」と回答しているところ、E社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できるのは5人にすぎず、当該名簿に欠番が無いことから、同支店では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

申立期間④について、申立人は昭和38年7月からH社で勤務していたと申し立てている。

しかし、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録の有る17人を抽出し、所在の判明した6人に照会したところ、5人から回答を得たが、申立人について記憶はあるものの、申立人の勤務期間及び保険料控除についてまでは分からないとしている。

また、上記回答を得た複数の同僚は、「当時、H社では、いつ辞めるか分

からないので、全員入社後3か月ないし6か月経ってから厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述している。

さらに、H社は、平成11年10月2日に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在不明のため、商業登記から会社閉鎖時に代表取締役として登記されている者に、申立人の厚生年金保険料控除について照会を行ったが、回答を得られなかったため、当時の状況は明らかとならなかった。

加えて、H社に係る上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 12 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 42 年 6 月 22 日から 43 年 1 月 20 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①は、A社に昭和 40 年 5 月 10 日に入社し、B業務従事者として勤め、41 年 12 月 1 日にC社に転職するまで勤務した。

申立期間②は、C社を退職後、A社に昭和 42 年 4 月 1 日に再就職し、43 年 1 月 20 日にD社に転職するまで勤務した。

これらの申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 41 年 9 月初めにA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「自分が退職した時点では、申立人はA社で勤務していたと思う。」と陳述している。

しかし、当該同僚は、申立人の申立期間における保険料控除については分らないとしている。

そこで、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録の有る 13 人に照会し、回答の得られた 12 人のうち、5 人は申立人の記憶は有るとしているものの、いずれも申立人の申立期間における在籍期間及び保険料控除までは分らないとしている。

また、上記回答の得られた 12 人のうち社会保険事務担当者であった者を含む 3 人は、いずれも「厚生年金保険に加入すれば手取り額が減るというB業務従事者がいたことから、加入は本人の希望であり、いったん加入してもすぐ厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、未加入のまま勤務を続ける者も少なくな

かった。」としている。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は当該期間もA社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が、自分と同時期にA社を退社し、同時期にD社に転職したとする同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同一日であるが、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の資格喪失日の約1か月前となっている上、当該同僚からは回答が得られず、確認ができない。

また、申立人は、「申立期間当時に、後輩が入社してきたことを覚えている。」としているところ、当該後輩のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が同社に再入社する前の昭和42年1月であり、陳述とは符合しないなど、申立期間における申立人の勤務実態は確認できない。

さらに、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録の有る13人に照会し、回答のあった12人のうち、5人は申立人の記憶は有るとしているものの、いずれも申立人の申立期間における在籍期間及び保険料控除までは分からないとしており、加えて、申立期間中に同社において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚3人は、いずれも申立人の在職については覚えていない旨を回答している。

また、上記回答の得られた12人のうち社会保険事務担当者であった者を含む3人は、いずれも「厚生年金保険に加入すれば手取り額が減るというB業務従事者がいたことから、加入は本人の希望であり、いったん加入してもすぐ厚生年金保険被保険者資格を喪失し、未加入のまま勤務を続ける者も少なくなかった。」としている。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 47 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では昭和 43 年 5 月から 47 年ごろまで「C団体」のD業務従事者として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びB社における在職については、申立人提出の給与明細及び複数の同僚から在職についての陳述を得られたことから、勤務時期は特定でないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社及びB社は、オンライン記録において、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、A社については、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人提出の給与明細からは、厚生年金保険料の控除が確認できない。

加えて、申立人が、前職のE社から一緒にA社及びB社に移籍したとする同職種の同僚の社会保険の加入状況をみると、申立人と同日付けでE社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、申立期間を含む昭和 41 年 5 月から 45 年 2 月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人の国民年金の納付記録を見ると、申立期間を含む昭和 44 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索

を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 11 日から 40 年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、申立人が申立期間に勤務した最終事業所であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和47年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月5日から同年10月31日まで
② 昭和22年11月1日から23年8月14日まで
③ 昭和23年8月15日から26年9月30日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された当時の年齢では、婚姻又は分娩のため被保険者資格を喪失した場合に限り、脱退手当金を受給することができたところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の備考欄には、「26.9.* 結婚」と記載されており、申立人が昭和26年9月*日に婚姻していることが戸籍謄本から確認できることを踏まえると、当該記載は申立人の婚姻日を意味すると考えられ、申立人の意思に基づかないで申立期間に係る脱退手当金が請求されたとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度

創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 24 年 6 月から代表取締役社長として勤務しており、同時期に勤務した元従業員は、年金記録確認第三者委員会において、申立期間と同様の期間に係る年金記録の訂正が認められているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが推認できる。

しかし、A社は、平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料は保管されていないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、同僚のうち一人については、申立人と同様に、昭和 24 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間において被保険者期間の欠落が見られる。さらに、当該同僚は、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役社長として厚生年金保険に係る届出について確認を行う立場にあったことを認めている上、複数の元従業員も申立人が当時、同社の代表取締役であったと陳述していることから、申立人が厚生年金保険料の納付について知り得る立場にあったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、

控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月ごろから21年5月7日まで
② 昭和22年9月13日から23年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B工場（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。終戦時の昭和20年8月にいったん同社を退職した後、同年12月ごろに復職し、23年5月まで同社B工場のD部門で勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する同僚は、いずれも所在不明であり、また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した29人に照会したところ、申立期間当時に同社B工場のD部門に頻繁に出入りしていたとするE部門の元従業員は申立人を記憶しておらず、このほかに申立人を記憶する者はいないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時の上司であったとする者は、申立期間にA社B工場において被保険者としての記録は見当たらない。

加えて、C社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月ごろから 34 年 10 月 10 日まで
② 昭和 34 年 10 月 20 日から 35 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 32 年 1 月ごろから 36 年 2 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、昭和 34 年 4 月にA社に入社し、申立人と同じ同社B出張所で勤務したとする同僚は、申立人と同一日の同年 10 月 10 日に資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、上記の同僚は、「申立期間当時、A社B出張所では、私、申立人及びもう 1 人の同僚の 3 人で勤務した。」と陳述しており、当該もう 1 人の同僚は、申立期間後の昭和 35 年 4 月 1 日に同社において資格を取得していることが前述の被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、同社B出張所で勤務した者は、いずれも申立期間における被保険者記録が見当たらない。

さらに、A社は、昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の被保険者名簿によれば、上記の同僚は、A社において申立人

と同一日の昭和 34 年 10 月 20 日に資格を喪失後、35 年 4 月 1 日に資格を再取得していることが確認でき、申立人と同一の期間、被保険者記録が無い。

また、当該同僚は、「昭和 34 年 10 月 20 日に資格を喪失した後も、A 社 B 出張所において、私、申立人及びもう一人の同僚の 3 人で継続して勤務していた。当該期間については、加入記録が無い理由は分からず、保険料控除があったかどうか覚えていない。」と陳述している。

さらに、前述のもう一人の同僚は、前述のとおり、申立期間後の昭和 35 年 4 月 1 日に A 社において資格を取得していることから、申立期間当時、同社 B 出張所で勤務した者は、いずれも申立期間における被保険者記録が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 32 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、中学校卒業後の昭和 28 年 4 月から 32 年ごろまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 10 日から 35 年 11 月 13 日まで
船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 34 年 11 月から 36 年 2 月まで、同社所有のB船でC業務従事者として勤務したので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社所有のB船に乗り、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社提出の申立人に係る船員カードを見ると、申立人が同社所有のB船に乗った日は、同社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の資格取得日の翌日である昭和 35 年 11 月 14 日と記載されており、同日以前に申立人が同社所有の船舶に乗船した記録は見当たらない。

また、A社は、「申立人に係る船員カードにおける乗船日とオンライン記録における申立人の資格取得日がほぼ一致していることから、当時、当社では、昭和 35 年 11 月 13 日を申立人の資格取得日として届け出ており、申立期間の保険料は控除していないと考えられる。」と陳述している。

さらに、申立人は、B船の乗組員の氏名を記憶していないほか、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り連絡先が判明した6人の元船員に照会したところ、1人が申立期間内にC業務従事者として同船に乗ったと回答しているが、同人は、申立人を記憶しておらず、このほかに申立人を記憶する者はいないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 16 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 31 年 3 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた4人中2人が申立人を記憶しているものの、いずれも申立人が同社で勤務した時期を記憶しておらず、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、A社では試用期間があった。」と陳述しているところ、複数の元従業員は、自身が入社したとする時期の2か月から6か月後に資格を取得していることが前述の被保険者名簿により確認できることから、当時、同社では、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び同社が適用事業所ではなくなった当時の事業主は、いずれも死亡しているほか、後者の元事業主の妻は、申立期間当時の資料は残っていないと陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 12 年 10 月 1 日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書から、申立人が申立期間のうち、平成 12 年 10 月 30 日から同社で勤務したことが認められる。

しかし、A社提出の平成 12 年 10 月から 13 年 2 月までの賃金台帳を見ると、いずれの月においても厚生年金保険料控除の記載は無い。

また、A社提出の労働者名簿によると、申立人の資格取得日は、オンライン記録における資格取得日と同一日の平成 13 年 10 月 1 日と記録されているところ、同社は、「労働者名簿の記録によれば、申立期間における申立人の身分は派遣社員であり、当時、派遣社員は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人を厚生年金保険に加入させた時期は、身分が派遣社員から臨時社員に変更された平成 13 年 10 月 1 日である。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。